

# 農業委員会報

# 39号

編集と発行 平成28年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080(茨城町役場内)電話(029)292-1111(代表)



野口さんご家族(木部東部)

## 次代を担うリーダー

木部東部の野口裕司さんは、平成十四年から、二代目社長として「野口ライス」を経営しています。経営ポリシーは、地域密着を心がけること。細部にまでこだわりを持ってお米の生産から販売までを一環して管理しています。

野口さんが「安心で安全な美味しいお米づくり」に邁進する姿は、地元でも高い信頼を得ているようで、取材中にも常連のお客様が訪れていました。

生産作物は、米を中心に約六畝を耕作。糠を使った有機肥料を用いて、甘みのある美味しいお米作りに力を入れています。精米の際にはブレンドせず、単品で精米することにこだわりのあるそうです。

「昨今、米の価格が安くなってきているが、美味しい米づくりにこだわって、自分の足で直売・配達をしていきたい。」と野口さん。観光農園を開き、都会の子ども達に農業体験をさせることにも挑戦したいそうです。野口さんの活躍に大注目です。

## 主な内容

- 表紙(認定農業者紹介)……………1頁
- 管内農地面積……………2頁
- 農地法許可制度のお知らせ……………3頁
- 農地の賃借料情報について  
茨城町標準農作業料金表……………4頁
- 農業関係機関との意見交換会  
先進事例の視察研修
- 農地等利用の最適化推進へ……………6頁

編集後記



会長あいさつ



和家 文雄

農家の皆様には、日頃より本町農業の発展にご尽力いただき、農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

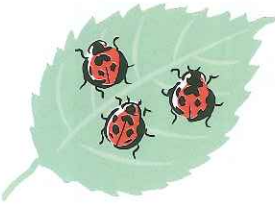
さて、今日の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、担い手の減少などにより食料供給を支える我が国農業・農村の脆弱化が懸念されており、構造改革がさらに加速化させていくことが求められています。

また、政府では、TPP交渉について、参加国間で大筋合意に至ったことで、いわゆる「聖域」とされた重要5品目について輸入枠設定や関税の大幅削減が約束されており、生産者が今後も安心して農業を続けられるよう、万全の対策が求められています。

なお、農業委員会については、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の

選出方法が変わるほか、新たに「農地利用最適化推進委員」が設置され、担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農等の農業参入の支援に積極的に取り組んでいくことが明確化されました。

このような中、当委員会では、これらを踏まえ、農地対策、担い手対策、農政対策等、農業者等が農業委員会に期待する機能と役割を果たすことが重要であり、優良農地の確保、遊休農地の解消に係る関係と連携を図り、町農業の発展に寄与し、農業委員会の活動が「見える化」を高めると共に農業者の代表として引き続き農業農村の現場の声を農政に反映するよう頑張ってください。



農業委員会の仕事

○法令に基づく業務

法令に基づいて、農業委員会で行うべきでない仕事を農地法等の利用関係の調整、農業経営基盤強化促進法に基づく事項等、農地を守り有効に利用していくための取組をしています。

○法令に基づく任意業務

農地などの利用関係や交換分の斡旋等、農地事情の改善に向け様々な仕事を行い、地域農業の振興をお手伝いしていきます。

○意見の公表・建議答申

地区内の農業のことや、農業従事者に関して他の行政庁に意見や希望を述べたり、上部機関からの問い合わせに答えたりします。

○その他

農業者年金の加入と受給手続きのお手伝いを行い、安心して後継者へ経営移譲できるようにアドバイスや指導を行っています。

総会日程と締切日

- ・毎月10日締切
・毎月25日定例総会

祝祭日は、翌開庁日。

管内農地面積 (大字別)

Table with 4 columns: 大字, 田, 畑, 合計. Lists agricultural land area by town.

●総面積 5,987ha (44,951筆)

※単位: ha ( ) 内は筆数

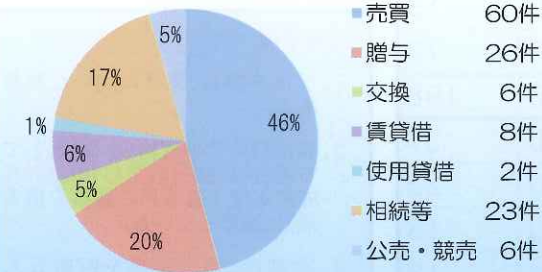
Table with 4 columns: 大字, 田, 畑, 合計. Lists agricultural land area by town with pen numbers.



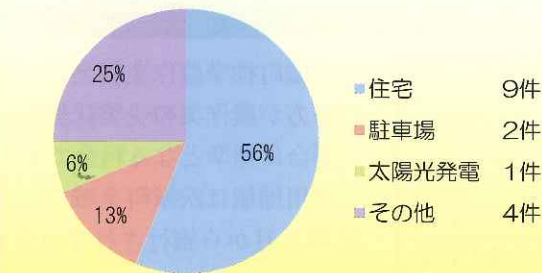
# 農地法許可制度のお知らせ

## ■ 平成27年1月～12月の審査件数

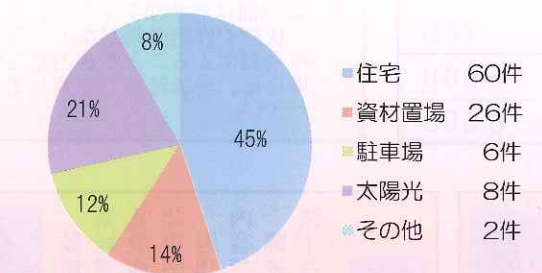
農地法第3条申請件数（町農業委員会許可）



農地法第4条許可申請件数（県知事許可）



農地法第5条許可申請件数（県知事許可）



|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 農地法第4・5条届出 ※1 | 農業経営基盤強化促進法(利用権設定) ※2 |
| 7件            | 128件                  |

### 農地法が適用される農地について

- 現況が客観的に見て「農地」形状である土地。  
(登記簿地目や課税地目が山林等であっても、農地として利用した経過があれば該当します。)
- 農地として耕作していた経過がわかる土地。  
(荒廃していても原野ではなく、「荒廃農地」という位置付けです。)  
※20年以上耕作していない場合など、例外もありますので、ご相談下さい。

農地の所有権の移転  
または権利の設定をする場合

### 農地の所有者が農地を転用する場合

条件を満たせば、届出をすれば許可は不要となる転用があります。

【例】

- 農地に土盛したい(農地改良協議の届出)
- 農業用倉庫を造りたい(制限除外の届出)

| 農地改良協議の届出 | 制限除外の届出 |
|-----------|---------|
| 4件        | 3件      |

### 農地を転用する目的で売買等を行う場合

農地を耕作以外の目的で使用したいというときは、必ず農業委員会へご相談ください。

一時的な使用でも、耕作をすることができない工事等を行う際は、許可が必要です。

【例】

- 作付けをしない時期に、土を採取したい

※1 市街化区域内の農地については、あらかじめ届出を行えば許可は必要ありません。

※2 農業経営基盤強化促進法は、農地法第3条の許可を受けることなく貸借設定ができます。

### もしも、許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったらどうなるの？

- 無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の停止や現状回復等を命じられる場合があります。
- 個人の場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。



### 茨城町農地の賃借料情報

|     | 締結(公告)された地域名 | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | データ数(件) |
|-----|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 田の部 | 長岡地区         | 17,100 | 23,000 | 10,000 | 13      |
|     | 川根地区         | 11,900 | 16,850 | 10,000 | 84      |
|     | 上野合地区        | 17,200 | 21,000 | 10,500 | 15      |
|     | 沼前地区         | 17,700 | 31,500 | 10,500 | 13      |
|     | 石崎地区         | 13,600 | 20,000 | 10,000 | 73      |
|     | 茨城町全域        | 13,600 | 31,500 | 10,000 | 198     |
| 畑の部 | 長岡地区         | 9,500  | 18,000 | 8,000  | 27      |
|     | 川根地区         | 7,500  | 10,000 | 3,000  | 23      |
|     | 上野合地区        | 9,800  | 10,000 | 6,000  | 18      |
|     | 沼前地区         | 12,250 | 20,000 | 10,000 | 12      |
|     | 石崎地区         | 12,900 | 20,000 | 10,000 | 11      |
|     | 茨城町全域        | 9,800  | 20,000 | 3,000  | 91      |

茨城町農地の賃借料は、平成27年1月から12月までに茨城町で締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)です。

#### 注意事項

1. データ数は、集計に用いた筆数である。
2. 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、**60kg当たり10,500円**(平成27年度JA水戸の仮渡し概算金額)に換算している。
3. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
4. この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではない。

### 茨城町標準農作業料金表

|     | No. | 作業内容          | 単位      | 標準料金(円) |
|-----|-----|---------------|---------|---------|
| 田の部 | 1   | 育苗(中苗)        | 1箱      | 730     |
|     | 2   | 耕起            | 10a     | 5,000   |
|     | 3   | あぜ塗り          | 1m      | 50      |
|     | 4   | 代かき           | 10a     | 8,000   |
|     | 5   | 機械田植え(苗代別)    | 10a     | 7,000   |
|     | 6   | 肥料散布(肥料代別)    | 10a     | 3,000   |
|     | 7   | 機械刈取(コンバイン)   | 10a     | 19,000  |
|     | 8   | 乾燥・調製         | 60kg    | 2,000   |
|     | 9   | もみすり          | 60kg    | 700     |
| 畑の部 | 1   | 耕起            | 10a     | 5,000   |
|     | 2   | 畑作業(播種、除草、収穫) | 1日(8時間) | 6,500   |

茨城町標準農作業料金は、農業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。

適用地域は茨城町全域で、平成26年4月から施行されています。

#### 注意事項

1. 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
2. この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易などで左記の金額によるのが適当でない場合は、**当事者間で協議**してください。

### 全国農業新聞を読みましよう

最新の農政情報から、経営・技術・流通の農業経営に役立つ旬の情報、食と農の可能性を探る現地事例、地域の身近な情報、地域別の活性化事例等を扱った有用な情報誌です。  
週刊誌の特性を生かした、じっくり読み深い内容です。  
購読の申し込みは農業委員会事務局までご連絡下さい。

◎発行日 毎週金曜日  
◎購読料 月額700円

### 農業者年金制度をご存じですか

農業者年金は、国民年金では足りない部分を補う農業者のための年金制度です。納めた保険料は全て控除の対象となり、節税の効果もあります。

給付の開始は60歳から65歳の範囲で選べ、生涯受給し続けられる終身年金です。また、80歳までに支払われる給付については遺族に保証されます。

年金の原資は納めた保険料を個人ごとに管理する、少子高齢化社会でも安心できる積立・確定拠出方式を採用しています。

あの時加入していれば…。そうならないよう一度老後の生活を考えてみませんか。詳しい説明やご相談、加入申し込みは農業委員会事務局までご連絡下さい。

#### 加入要件

- ①20歳以上60歳未満である。
  - ②年間60日以上農業に従事している。
  - ③国民年金の第一号被保険者であり、保険料の免除を受けていない。
- 以上3つの要件をすべて満たしていることが必要です。



### 遊休農地にサツマイモとヒマワリ 平成27年5月～11月

農業委員会では、年々増加傾向にある遊休農地を少しでも減らしたい一心で、毎年少しずつではありますが、農業委員自らの手により解消しています。

今年五月から、南島田の畑に着手しました。農業委員が自己所有する重機を持ち寄り、木の伐採・抜根、草刈り、耕耘までを四時間ほどで完了させました。サツマイモを栽培している委員がマルチや苗の準備をし、地元の委員が除草剤を散布して収穫までの管理を担当するなど、農業委員の結束力を発揮させて作業に取り組みました。

ヒマワリは会長の発案で、播種機を使用してまき、二週間後には発芽、三ヶ月後の八月上旬には満開のヒマワリ畑となりました。

### 先進事例の視察研修

平成27年8月

近年、農業者の高齢化や担い手不足が原因となり、優良な農地が次々と荒廃しています。これは当町においても深刻な問題であり、このような厳しい農業情勢の中で「荒廃農地の解消」に積極的に取り組み、地域農業の維持・発展に努力している事例の視察を実施しました。

視察先は、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業において、全国農業会議所会長賞を受賞された熊本県荒尾市農業委員会へ、その活動内容をご教示頂き、実際に事業に取り組んだ現場を見学させて頂きました。

事業内容は、建設業組合と連携して重機を用いた効率的な再生作業の実現、名産品オリーブの育成をバックアップする等多岐にわたり運動しており、中でも、長年、農地として使用されていない土地を、農地でないとして農業委員会が証明する通知（非農地通知）の発行に力をいれていました。当町の農業委員からも、「優良農地の確保が必要。」との声が上がっており、様々な角度から荒廃農地の解消・抑制事業を行うことで相乗効果が発揮されることが分かりました。

今回の研修成果を町の農政に反映させ、荒廃農地の増加に歯止めを掛けたい所です。



十月月上旬に収穫したサツマイモとヒマワリの種は、十一月に行われた「いばらきまつり」にて無料配布し、初めての参加でありましたが、大盛況となりました。

畑は、新たな耕作者の方へと引継がれました。

### 茨城町社会福祉協議会へ募金 平成27年11月

遊休農地を解消して再生した農地に作付けした作物を「いばらきまつり」で無料配布しました。その際、地域福祉事業の手助けとなる募金を募り、集まった24,425円を会長が町社会福祉協議会へ届けました。

写真：町社会福祉協議会 林 啓二常務理事(左)



### 荒廃した農地を再生してみませんか？

#### —耕作放棄地再生利用交付金のご案内—

- 荒れた農地の再生作業＋土壌改良  
50,000円/10a
- 重機等による再生が必要な場合  
再生経費の1/2
- 機械・施設の整備等を支援  
補助率 1/2

#### ◎ご確認ください。

- ・農振農用地区域内の農地であること。
- ・土地所有者に代わり再生作業を行い、再生した農地を5年以上耕作すること。
- ・再生作業経費が10万円/10a以上掛かること。  
(荒廃農地の判定がされていること。)

#### ◎ご注意ください。

- ・再生作業は、交付決定後から着手となります。  
(再生が完了してからの申請はできません。)



### 農業関係者との意見交換会

平成27年11月

農業の6次産業化による経営発展や、優良農地の確保など、現場の生の声を取り入れたいという趣旨から、農業関係者との意見交換会を開催しました。

6次産業化は、今後農業経営を発展させていくために注目している方が多く、どうしたら参入できるのか、ファンドを使っているのか等、約一時間ほど活発な意見のやりとりがありました。新規就農者からは、若い農家が集まる場を設けて欲しい等、担い手が農業をしやすい環境作りが今後の課題と挙げられました。

農業委員会では、今回の意見を集約し町に要望書を提出しました。



農業委員会等に関する法律の一部改正が平成27年9月4日に公布されました。

## 農地等利用の最適化推進へ

法改正に伴い、農業委員の選出は、地域の農業者や農業団体に候補者の募集を行い、市町村長は推薦・応募の結果を尊重して、平成28年3月町議会の同意を得たのちに、4月の任命となります。農地利用最適化推進委員の募集については、4月中旬を予定しています。

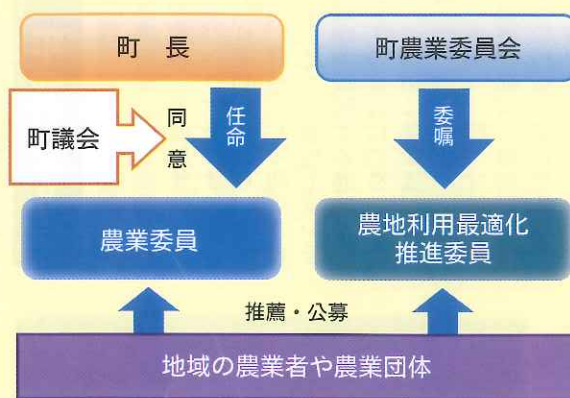
### 1 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。

「農地等の利用の最適化の推進」とは、以下の成果を上げるために出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付を促すなどの掘り起こしや担い手とのマッチングのための話し合いなどの活動を行うことです。

- 農業経営の規模拡大、農地等の集団化
- 耕作放棄地の発生防止・解消
- 農業への新規参入の促進

### 2 新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されます。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任イメージ



### 3 農地法も改正されます。

#### 1 農業生産法人から農地所有適格法人へ

今回の農地法改正では、農業の6次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の要件である農業生産法人制度について、3つの変更が行われます。

- ① 法律上の名称を「農地所有適格法人」に変更。
- ② 構成員に占める農業者以外の割合も議決権の2分の1未満まで認める。
- ③ 法人の理事等の要件も1人以上が農作業に常時従事すればよい。

#### 2 農地転用制度が変更されます

県知事等の農地転用の許可に際しては、農業委員会は県知事等に意見を送付することが法律で定められています。

この際、農業委員会はあらかじめ「**県農業委員会ネットワーク機構(県農業会議)**」の意見を聞きます。

- 30アール超の転用→意見聴取必須。
  - 30アール以下→意見聴取することができる。
- また、農業委員会は、必要があると認めるときは、県知事等に対して違反転用に対する命令、その他必要な措置を要請できることとなります。

今年度、農業委員会では耕作放棄地解消へ向け、先進事例の視察へ赴いたり、実際に取り組み、いばらきまつりへ参加したりと新たな取り組みの続く一年でした。

来年度は農業委員会等に関する法律が変わり、農業委員会委員の任命及び新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。今後の動きにも是非ご注目下さい。

また、快く取材を受けて下さった野口ライズさん、本当にありがとうございました。



編集後記



←茨城町農業委員会 HPにアクセス!  
申請に必要な書類等をダウンロードできます。ご活用ください。



←茨城町農業委員会 ブログにアクセス!  
農業委員の活動日記を更新しています。ぜひ読んでみてください。